

建設

1	都	市	計	画	215
2	建	築	指	導	223
3	公	園	緑	地	225
4	都	市	開	発	227
5	河			川	230
6	下		水	道	231
7	市	営	住	宅	236
8	住	宅	協	会	240
9	道			路	241

1 都 市 計 画

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同法附則に基づき、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和44年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が決定された。

熊本都市計画区域は、熊本市、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、飽田町、天明町、富合町の行政区区域の全部及び北部町の行政区区域の一部で構成され、昭和56年4月の市街化区域、市街化調整区域の見直しと昭和58年4月の流通業務団地の編入を経て現在、都市計画区域面積は42,479 ha、うち市街化区域11,457 ha、市街化調整区域31,022 haで熊本市はこの区域全域の40.4%（17,173 ha）、市街化区域の80.0%（9,167 ha）を占め、熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年	都市計画道路の決定	
	放射・環状式30路線	延長 64,000 m
昭和4年	用途地域決定	2,800.5 ha
	うち住居地域	1,730.2 ha
	商業地域	395.7 ha
	工業地域	566.2 ha
	未指定	108.4 ha
昭和5年	風致地区の決定	1,070.59 ha

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、現在のような都市計画法に基づく道路づくりとはほど遠いものであった。しかし、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生の面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、街路計画を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域、下水道、排水施設、ごみ焼却場、卸売市場等の衛生・清掃施設が決定された。経済の向上、交通網の発達に伴い、市民の持家がさかんになるにつれ、郊外へとスプロール現象があらわれ、これに対処するため都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序なスプロール化を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日で市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年4月30日には流通業務団地予定地（約53 ha）

が市街化区域に編入され市街化区域面積約 9,167 ha 及び市街化調整区域約 8,006 ha となり約 233 ha の市街化区域面積が増加した。また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に奨め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、用途地域が設定され、開発許可制度により良好な宅地供給のためとくに中規模以上の土地の開発についての指導を強化している。また、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和 61 年 3 月熊本駅前北地区に高度利用地区を指定している。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域図（次頁記載）

イ 用途地域の規模

（昭 63.4.1 現在）

区 分	都 市 圏			市 域			市域 都市圏	容 積 率	建 ぺ い率	後退 距離
	面 積	構成 比	全都市圏 面積対比	面 積	構成 比	全 市 域 面積対比				
第 1 種住居専 用 地 域	ha 1,339	% 11.7	% 3.2	ha 933	% 10.1	% 5.4	% 69.7	% 60 80	% 30 40	m 1.0
第 2 種 "	5,811	50.7	13.7	4,570	49.9	26.6	78.6	100 200	50 60	
住 居 地 域	2,202	19.2	5.2	1,765	19.3	10.3	80.2	200	60	
近隣商業地域	342	3.0	0.8	324	3.6	1.9	94.7	200 300	80	
商 業 地 域	367	3.2	0.9	367	4.0	2.1	100.0	400 800	80	
準工業地域	966	8.4	2.2	911	9.9	5.3	94.3	200	60	
工 業 地 域	430	3.8	1.0	297	3.2	1.7	69.1	200	60	
計	11,457	100.0	27.0	9,167	100.0	53.3	-	-	-	

(2) 高度利用地区

種 類	面 積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に對 する場合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積 の敷地面積に對する 割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最高限度	最低限度		
高度利用地区 (熊本駅前北地区)	約 0.5	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上

(3) 風致地区

（昭 63.4.1 現在）

名 称	面 積	位 置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手 1・2・3 丁目、春日 3・4・5 丁目、春日町、池上町、戸坂町
八 景 水 谷	10	八景水谷 1 丁目
立 田 山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪 4・5・6・7・8 丁目
水 前 寺	10	水前寺公園
江 津 湖	238	出水 1・2・3 丁目、江津 1 丁目、健軍 4・5 丁目、湖東 2 丁目、神水本町、広木町、水源 1 丁目、画図町大字下江津
本 妙 寺 山	551	島崎 3・4・5・6 丁目、花園 3・4・6・7 丁目、谷尾崎町
千 金 甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

(4) 都市計画駐車場整備地区

（昭 63.4.1 現在）

位 置	面 積	指 定 年 月 日
市 中 心 街	143.9 ha	昭和 45 年 4 月 10 日

(5) 防火地域及び準防火地域

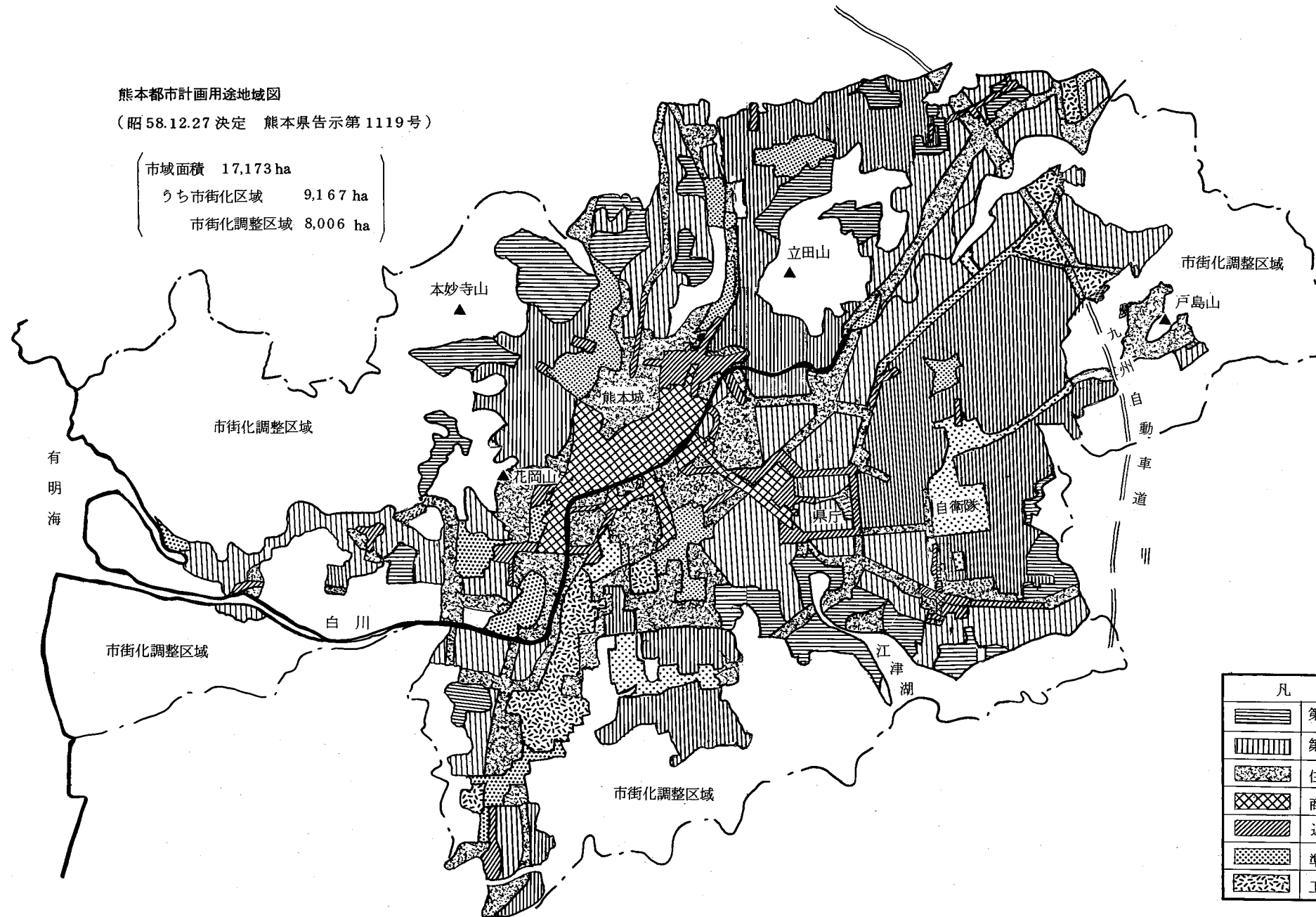
（昭 63.4.1 現在）

地 域 名	面 積
防 火 地 域	95.70 ha
準 防 火 地 域	1,224.86

熊本都市計画用途地域図

(昭58.12.27 決定 熊本県告示第1119号)

市域面積 17,173 ha
うち市街化区域 9,167 ha
市街化調整区域 8,006 ha

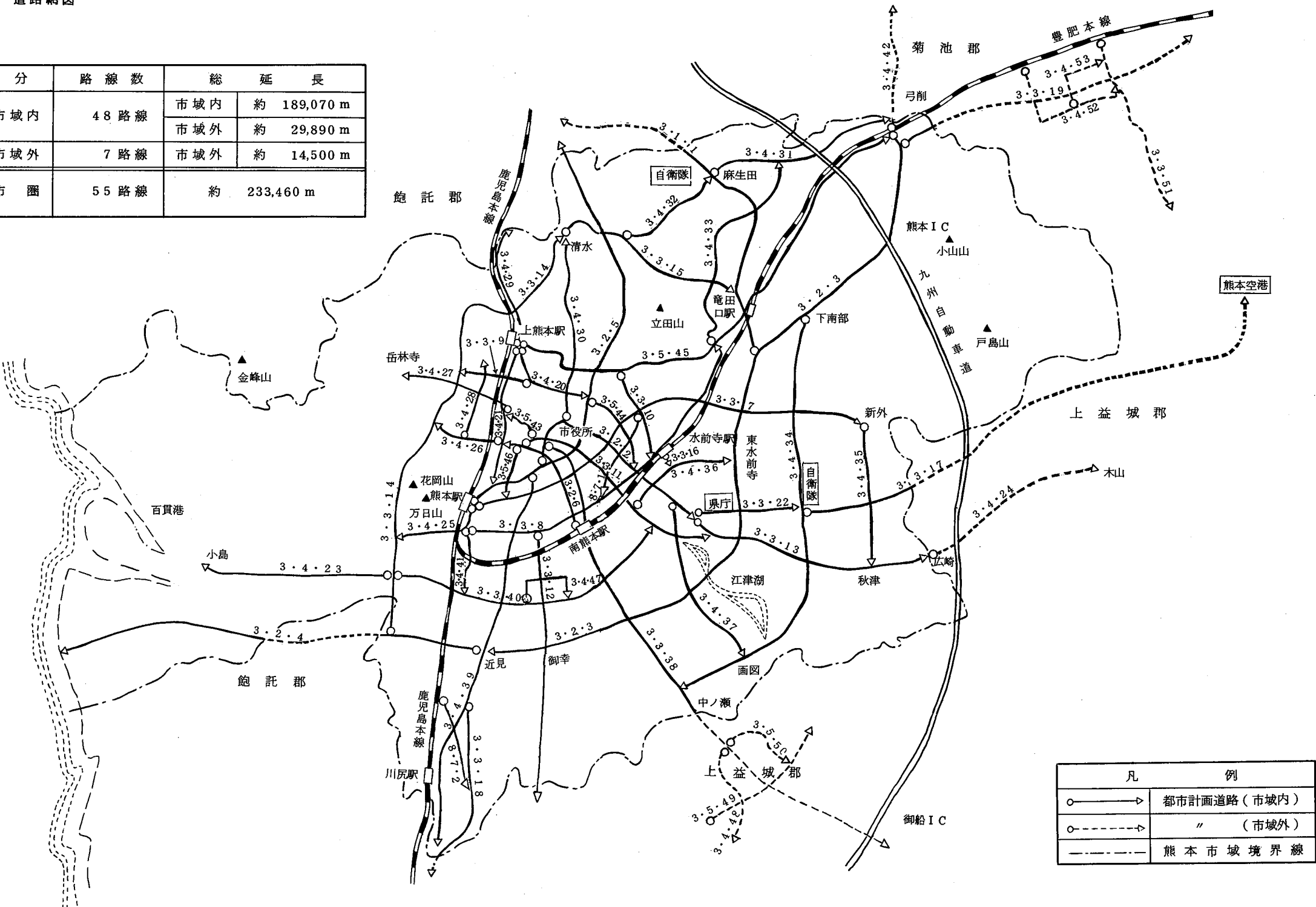


凡	例
	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
	住居地域
	商業地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域

(6) 都市計画道路 (昭63.4.1現在)

ア 道路網図

区 分	路 線 数	総 延 長	
熊本市域内	48 路線	市域内	約 189,070 m
		市域外	約 29,890 m
熊本市域外	7 路線	市域外	約 14,500 m
都 市 圏	55 路線	約 233,460 m	



イ 都市計画道路一覧

道 路 番 号			道 路 名 称	主なる幅員	計画決定 延 長(約)	整備改良済 延 長
区分	規模	番号				
3	1	1	新南部～四方寄線	40 m	4,780 m	0 m
3	2	2	新市街～水前寺線	36	4,420	4,287
3	2	3	弓削～近見線	36	15,480	12,963
3	2	4	近見～沖新線	36	6,390	629
3	2	5	熊本駅～北部線	30	8,640	7,960
3	2	6	南熊本駅～新町線	30	2,010	1,690
3	3	7	熊本駅～新外線	22	8,580	6,040
3	3	8	二本木～小碓線	22	6,970	4,166
3	3	9	池田町～花園線	22	1,520	0
3	3	10	子飼～新大江線	22	1,870	1,740
3	3	11	船場～神水線	25	4,670	1,480
3	3	12	本荘～犬渕線	25	5,050	900
3	3	13	水前寺～秋津線	22	4,950	4,950
3	3	14	野口～清水線	25	11,790	1,285
3	3	15	清水～竜田線	25	2,820	0
3	3	16	水前寺駅～西水前寺線	22	180	0
3	3	17	東町～空港線	22	2,210	2,210
3	3	18	南高江～富合線	25	3,070	3,070
3	3	19	弓削～原水線	25	490	0
3	4	20	上熊本～藤崎宮線	20	1,930	1,930
3	4	21	上熊本～細工町線	19	2,910	2,070
3	3	22	砂取～健軍線	22	2,190	1,957
3	4	23	新土河原～小島線	20	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅～城山線	16	2,070	1,968
3	4	26	新町～戸坂線	16	1,720	0
3	4	27	段山～島崎線	16	2,220	710
3	4	28	戸坂～本妙寺線	16	1,630	0
3	4	29	上熊本～法成寺線	16	2,280	2,280
3	4	30	手取本町～清水線	16	3,830	600
3	4	31	麻生田～弓削線	16	3,820	3,477
3	4	32	清水町万石～麻生田線	16	2,340	0
3	4	33	小碓～清水楡木線	16	4,490	0
3	4	34	下南部～画図線	15	8,930	2,510
3	4	35	新外～秋津線	16	2,810	780
3	4	36	出水町国府～東水前寺線	16	2,280	200
3	4	37	水前寺～画図線	16	3,600	1,774
3	3	38	新市街～御船インター線	25	6,140	5,153
3	4	39	長六橋～川尻線	17.5	7,600	7,600
3	3	40	新土河原～出水線	25	5,740	1,184
3	4	41	二本木～蓮台寺線	16	1,350	1,350
3	4	42	大窪～山下線	16	100	0
3	5	43	桜町～段山線	15	760	0
3	5	44	南千反畑～大江線	15	1,850	1,850
3	5	45	上熊本～弓削線	12	10,570	0
3	5	46	船場～本山線	12	920	290
3	4	47	平田～田迎線	16	1,760	1,277
8	7	1	新屋敷～長溝線	4	1,550	1,280
8	7	2	南高江～元三線	7	1,880	1,880
48路線			市域内延長		189,070	98,740

建設

ウ 道路計画及び道路整備の規模別分類

(昭 63. 4. 1現在)

分類 規模別	道 路 計 画 決 定 延 長 (m)						道 路 整 備 改 良 済 延 長 (m)					
	市街化 区 域	比 率	市 街 化 調 整 区 域	比 率	合 計	比 率	市街化 区 域	進 捗 率	市 街 化 調 整 区 域	進 捗 率	合 計	進 捗 率
区分規模		%		%		%		%		%		%
3 1	3, 470	1. 8	1, 310	0. 7	4, 780	2. 5	0	0	0	0	0	0
3 2	28, 710	15. 2	8, 230	4. 4	36, 940	19. 6	24, 679	86. 0	2, 850	34. 6	27, 529	74. 5
3 3	58, 570	31. 0	9, 670	5. 1	68, 240	36. 1	31, 144	53. 2	2, 991	30. 9	34, 135	50. 0
3 4	51, 870	27. 4	9, 710	5. 1	61, 580	32. 5	29, 046	56. 0	2, 730	28. 1	31, 776	51. 6
3 5	13, 880	7. 4	220	0. 1	14, 100	7. 5	1, 920	13. 8	220	100	2, 140	15. 2
8 7	3, 430	1. 8	0	0	3, 430	1. 8	3, 160	92. 1	—	—	3, 160	92. 1
計	159, 930	84. 6	29, 140	15. 4	189, 070	100	89, 949	56. 2	8, 791	30. 2	98, 740	52. 2

(7) 駅前広場

(昭 63. 4. 1現在)

広 場 名	面 積	摘 要
熊 本 駅 前 広 場	14,800 m ²	都市計画道路3・3・7号 熊 本 駅～新 外 線
南熊本 "	3,850	" 3・2・6 南熊本駅～新 町 線
水前寺 "	2,100	" 3・3・16 水 前 寺 駅～西水前寺線
上熊本 "	3,800	" 3・4・21 上 熊 本～細 工 町 線

2 建築指導

(1) 建築確認申請状況

種 別 \ 年 度		5 8	5 9	6 0	6 1	6 2
申 請	一般確認申請	5,055	4,837	4,583	4,815	5,708
	道路指定申請	88	66	74	53	71
	許可申請	32	30	42	41	34
現 場 検 査	住宅公庫中間検査	1,337	1,358	1,259	1,447	1,903
	＃ 改良検査	336	260	200	181	210
	一般建築竣工検査	1,123	1,182	1,220	1,015	961
	昇降機竣工検査	89	111	137	110	127
特 申 殊 請	計画通知	167	155	125	138	109
	工作物申請	110	146	173	155	198

(2) 建築相談

相談内容 \ 年 度		5 8	5 9	6 0	6 1	6 2
確認申請及び用途変更に関するもの		926	800	939	1,101	1,173
道路及び敷地の接道に関するもの		807	808	683	685	678
用途地域・建ぺい率・高さの規制に関するもの		1,211	901	1,282	1,618	1,799
施行令・条例・市建築基準細則に関するもの		669	797	1,443	1,516	1,651
日照に関するもの		184	136	224	311	313
建築基準法及びその他法令に関するもの		1,583	1,301	2,184	2,486	2,914
計		5,380	4,743	6,755	7,717	8,528

(3) 建築指導パトロール等

ア 定期パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、東部班・西部班（各 3 人）で、週 2 回（火・木曜日）定期的に 2 校区を単位としてパトロールしている。

イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期 9 月初旬・下期 3 月中旬）及び 6 月・12 月・2 月に特殊建築物についての防災査察を実施しており、62 年度においては、店舗、劇場、ホテル等 47 件を査察し、45 件を指導している。その他ビル等からの落下物防止の指導等も行っている。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10 月上旬）の 1 日間を公開パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

62 年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、46 件を調査し、3 件の違反を指導している。

(4) 違反建築物取扱件数

(昭和 62 年度)

違 反 事 項	違反該当法令	違反建築物件数	是正指導中のもの	完結したもの
確認申請手続	法第 6 条	13 件	1 件	12 件
構造耐力上必要な規制	〃 第 2 0 条			
耐火又は簡耐としなければならない建築物	〃 第 2 7 条			
居室の採光換気についての規制	〃 第 2 8 条			
道路について	〃 第 4 2 条			
敷地と道路との関係	〃 第 4 3 条			
道路内の建築制限	〃 第 4 4 条	4	3	1
用途地域内の建築制限	〃 第 4 8 条	1	1	
建ぺい率	〃 第 5 3 条	2	1	1
建築物の各部分の高さの制限	〃 第 5 6 条			
防火地域内の建築物の規制	〃 第 6 1 条			
準防火地域内の建築物の規制	〃 第 6 2 条			
内装制限	令第 128 条の 4 令第 129 条			
そ の 他	法第 5 4 条	2	1	1
計		22	7	15

(5) 優秀建築物表彰

熊本市では、昭和 55 年度より市民による美しく住みよい街づくりの推進と建築水準の向上を図る一環として、企画、設計、施工が優れており、都市環境の整備に貢献していると認められる建築物について建築主や設計者、施工者を表彰するとともに銘板を贈ることとしている。(3 年毎に実施)

実績 55 年度 表彰建築物 6 件
58 年度 表彰建築物 4 件
61 年度 表彰建築物 4 件

(6) ばちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、快適で良好な都市環境の形成及び少年の健全な教育環境の保全を目的とし学校、児童福祉施設の敷地の周囲 200 メートルの区域内において「ばちんこ店」を建築しようとするときの建築主等に対し事前の届出並びに近隣住民への事前説明等の義務について定めており昭和 63 年 4 月 20 日より施行している。

3 公園 緑地

わが国では、戦後の急激な都市への人口と産業の集中によって、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発がすすめられた。その結果、緑とオープンスペースは著しく減少し、都市の生活環境や景観は悪化しており、住民生活に大きな影響を与えるようになってきている。

この緑とオープンスペースは、潤いのある風致や景観をつくり出し、気温をやわらげ大気を浄化するなど、環境を保全するとともに、身近かな子供の遊び場や、日常のスポーツ、レクリエーションの場所、あるいは散策、休息などを通して自然との触れあいの場所となり、住民の健康の保持と増進に大きな役割をはたし、また災害時には、避難地として役立つばかりか、災害の拡大を防いだり、大気汚染、騒音、振動などの公害を緩和し、住民の生命や財産をまもってくれるものである。今や、「都市」にとって、緑とオープンスペースは、なくてはならないものになってきたと言える。

本市は、「森の都」と語られるほどに豊かな「緑」に恵まれ、清冽な湧水を誇りにしてきた。これらの保全と育成とは、次代に対する私たちの“つとめ”であり、本市の将来像のひとつである「緑と水にかがやく明るい健康都市」建設のための主軸ともなっている。

公園事業については、大正13年皇太子御成婚記念事業として、水前寺運動公園を建設したことに始まり、次いで同14年、出水村合併と同時に出水神社庭園を市が借り受けて水前寺公園（現在、出水神社所有管理）とした。更に、同年二十三聯隊跡を大蔵省より借り受けて、花畑公園とし、また、花岡山の登山道路の整備を行うなどしている。

公園が都市計画公園として決定されたのは、昭和31年に銀治屋町公園外3カ所が最初であり、翌32年戦災復興土地区画整理地区内の花畑公園外24カ所を追加決定した。その後用地買収、区画整理事業等により、公園用地を確保し、逐次追加して、昭和61年度末で公園・緑地・墓園をあわせて183カ所 591.74 haを都市計画決定している。

昭和62年度末での本市の都市公園等の整備状況は、415カ所 323.00 haで、これは市民1人当たり5.73㎡の整備水準となっている。また、民有地等の借地による「まちの広場」として94カ所約6.25 haを供用している。このほか、昭和61年度からは水前寺江津湖公園内の下江津地区に「緑の相談所」を開設し、園芸相談はじめ、さつき展、サボテン展などの催し物を行うなど、緑化をすすめるセンターとしての活動をはじめている。

今後の公園整備計画については、都市公園等整備緊急措置法に基づく、第一次（昭和47～51年度）第二次（昭和51～55年度）及び第三次（昭和56～60年度）都市公園等整備五カ年計画によって整備をすすめてきたが、昭和61年度からは、第四次五カ年計画がスタートしている。これは、第三次五カ年計画に引き続いて、

ア 公園整備の地域的アンバランスを是正し、地域に密着した児童公園、近隣公園などの基幹公園の整備を積極的にすすめること

イ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進すること

ウ レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめること

を基本とし、昭和65年度末の住民1人当たりの都市公園の面積を7.4㎡以上とすることを目標にしている。

また、これから緑とオープンスペースの保全と整備を図るための施策を総合的に展開するため、熊本市では国の施策に基づいて「緑のマスタープラン」を策定中である。

国の方針によれば、西暦2000年（昭和75年）を目標に、確保すべき緑地を原則として市街化区域面積に対しておおむね30%以上を標準として設定し、このうち中核をなす都市公園等については、原則として住民1

人当たりおおむね、20.0 ㎡を確保することを標準として設定することとされている。

「緑のマスタープラン」の策定後は、この緑地整備の青写真に基づいて、環境保全のための緑地、レクリエーションのための緑地、防災のための緑地というそれぞれの機能を備えた緑地の整備をすすめ、緑あふれる街をつくりあげていくことになる。

都市公園等の整備状況

(昭 63. 3. 31 現在)

種 別	都 市 計 画 決 定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (① + ②)		
	計 画 決 定		① 供 用							
	個所数	面 積	個所数	面 積	供用率	個所数	面 積	個所数	面 積	1人当面積
児 童 公 園	カ所 139	ha 31.5	カ所 131	㎡ 299,509	% 95	カ所 225	㎡ 138,781	カ所 356	㎡ 438,290	㎡ 0.78
近 隣 公 園	16	29.0	8	118,305	41	1	21,303	9	139,608	0.25
地 区 公 園	3	16.2	2	99,707	61	—	—	2	99,707	0.18
総 合 公 園	1	56.0	1	526,895	94	—	—	1	526,895	0.93
運 動 公 園	3	82.2	2	707,300	86	1	91,233	3	798,533	1.41
特殊公園 風致公園 歴史公園など	3	15.5	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835	0.33
	6	9.0	6	72,154	80	3	79,054	9	151,208	0.27
広 域 公 園	1	126.5	1	485,511	38	—	—	1	485,511	0.86
緑 地	11	208.61	8	102,430	5	18	126,021	26	228,451	0.40
墓 園	3	18.3	3	177,979	97	—	—	3	177,979	0.32
都 市 公 園 計	186	592.81	165	2,761,649	47	250	468,368	415	3,230,017	5.73
ま ち の 広 場	—	—	—	—	—	94	62,508	94	62,508	0.11
合 計	186	592.81	165	2,761,649	47	344	530,876	509	3,292,525	5.84

(注)・供用面積には、都市計画決定区域を越えて供用されている面積を含めている

運動公園の中には熊本県民総合運動公園(583,000 ㎡)を含めており、広域公園には、水前寺成趣園(61,141 ㎡)と体育館敷地(36,073 ㎡)を含めている

・人口は、昭和63年4月1日の推計人口564,169人を採用している

市民1人当たり都市公園等面積の推移

年度 区 分 種 別	58			59			60			61			62		
	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積
		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡
利用中の児童公園	288	37.70	0.69	304	39.27	0.71	319	40.81	0.73	334	42.50	0.76	356	43.83	0.78
利用中の全公園	339	299.17	5.50	357	304.91	5.54	373	310.93	5.61	389	315.42	5.64	415	323.00	5.73

4 都 市 開 発

(1) 区画整理事業

本市の区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理、翌7年に水前寺区画整理、大江東部区画整理を施行し、これに併行して耕地整理が各所で行われたが戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理の着工を見た。

また市の東部地区においては、市施行による東部第一土地区画整理事業があり、そのほか市内各所において、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ本市では34地区(1,445.5ha)において、計画的な市街地が造成されている。

(昭63.4.1現在)

施行状況

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費	換地処分		備考
									公年月日	処面分積	
国府第一	組合	条項3~2	ha 17.3	昭 6. 8.13	18.3	18.8	昭 6~16	千円 47	昭	ha 17.3	完了
水前寺	"	"	76.1	7. 5.27	29.6	20.9	7~19	174	19. 8.10	76.1	完了
大江東部	"	"	21.1	7.12.27	31.5	25.4	7~18	43	12. 9.25	21.1	完了
花岡山	"	"	27.7	10. 6.13	19.9	18.2	10~28	185	26. 2.28	27.7	完了
戦災復興	市	3~4	(1地区) 84.8	22. 7.19	23.2	40.5	22~59	584,297	45.12.26	84.8	完了
			(2地区) 207.5	23.10.20	23.8	32.4	23~59	1,832,151	1 工区 49. 3.28 2 " 44. 2.13 3 " 48. 9. 8 4 " 48. 9. 8 5 " 50. 3.27 6 " 40. 9.18	74.4 73.4 40.9 14.8 0.1 3.9	
健軍第二	県	3~3	262.9	28. 4. 1	15.0	24.6	28~32	1,432	32. 6.20	262.9	完了
秋津第一	組合	3~2	20.7	32. 7.16	23.1	32.2	32~34	6,300	34. 3.25	20.7	完了
国府第二	"	"	9.9	33. 9.20	21.1	22.6	33~35	10,000	35. 5.24	9.9	完了
城 東	共同	3~1	3.2	34. 3. 4	23.7	23.0	34~35	460	35. 3.23	3.2	完了
東部第一	市	3~3	235.1	35. 4.25	21.9	25.2	35~61	3,375,201	1 20. 8. 26 2 51. 8. 19 3 56. 7. 11 4 53. 3. 30 5 57. 5. 1 6 54. 8. 11	57. 5 42. 6 76. 4 16. 8 11. 9 25. 9	完了
江津第一	組合	3~2	15.0	36. 9.22	17.0	18.9	36~53	53,884	52. 5.18	15.0	完了
秋津第二	"	"	121.3	38. 5.21	26.1	24.0	38~58	585,540	1 45. 8. 27 2 49. 1. 12 3 52. 4. 14	29.7 52.2 39.4	完了
清 水	"	"	14.5	39.12. 4	64.8	24.7	39~55	189,919	1 41. 3. 12 2 42. 2. 2	8.8 5.7	完了
江津湖地	個人	3~1	15.7	41. 6.28	19.1	26.0	41~42	76,800	42. 7. 6	15.7	完了
長溝団地	"	"	5.9	42.12. 9	21.1	25.0	42~43	52,930	43. 9.16	5.9	完了
万石団地	"	"	3.5	42.12.21	21.5	25.4	42~43	18,004	43. 4.11	3.5	完了
榎 団 地	個人	"	2.1	42.12.27	16.3	19.4	42~44	8,434	44. 2. 1	2.1	完了
託麻団地	"	"	17.5	43. 9. 4	27.5	30.6	43~44	207,000	44. 3.18	17.5	完了

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費	換地処分		備考
									公年月日 告日	処面 分積	
楠団地	個人	条項 3~1	40.4	44. 3.28	19.5	24.2	44~47	451,445	昭 47. 5. 27 44. 11. 8 45. 10. 15	40.4	完了
富ヶ丘	組合	3~2	4.5	44. 9. 3	33.1	32.1	44~45	44,750	45. 8.17	4.5	完了
国府第三	"	"	3.5	44. 9.18	28.7	22.2	44~46	250,000	46. 6.21	3.5	完了
津ノ浦	個人	3~1	6.5	45. 9.10	26.7	23.2	45~48	200,253	48. 3.26	6.5	完了
武蔵ヶ丘	"	"	37.0	45.12.14	23.8	27.3	45~48	660,000	48. 5. 2	37.0	完了
烏ヶ江	組合	3~2	4.0	46. 1.26	25.9	20.1	46~52	58,807	52. 9.20	4.0	完了
戸島南台	"	"	4.2	46.11. 8	22.4	21.5	46~48	18,580	48.12. 1	4.2	完了
出水第二	"	"	9.8	48.10.16	24.8	21.1	48~51	278,478	51. 3. 4	9.8	完了
出水第一	"	"	11.9	48.12.14	24.2	25.8	48~52	385,377	52.10.28	11.9	完了
水前寺	県	3~3	5.7	53. 9. 9	7.8	58.8	53~63	306,910			
南部第一	組合	3~2	117.0	55. 8.11	28.2	28.9	55~67	914,900			
佐土原	"	"	5.3	58. 8. 4	28.5	21.8	58~63	361,100	62. 9.13	5.3	清算中
城山上代	"	"	13.2	59. 7.24	26.6	22.2	59~63	799,063			
戸坂	"	"	6.9	60. 9.20	35.3	25.3	60~64	608,000			
田井島	"	"	6.5	60.11.30	29.3	29.0	60~64	528,000			
八王寺	"	"	7.4	61. 1.29	30.5	24.7	60~64	536,400			

(2) 土地利用転換計画策定事業実施地区

秋津第三地区	転換予定区域	11.0ha (策定済)
健軍町山の神地区	"	13.6ha (")
八王寺地区	"	12.3ha (")
託麻北地区	"	30.0ha (")
島地区	"	19.4ha (")
城山上代地区	"	11.2ha (")
長嶺地区	"	20.0ha (")
龍田地区	"	10.0ha (")
小山地区	"	27.0ha (")
長嶺東地区	"	82.0ha (")

上記地区は、農地が大部分をしめているが、市街化区域内であり、スプロール化されつつあるため、都市的土地利用と暫定的農業的土地利用との調整を図りつつ、計画的市街地の整備及び農業的経営の改善を進める農住型土地利用転換計画策定事業を行っている。このうち城山上代地区は昭和59年7月に、八王寺地区は昭和60年1月にそれぞれ土地区画整理組合が設立し、事業を実施している。また、その他の地区についても事業化に向け推進中である。

(3) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、既成市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、昭和44年に制定された都市再開発法に基づき行われる事業である。

本市では、再開発事業を促進し、土地の高度利用を図るべき地域として、中心市街地、熊本駅周辺、唐人町周辺等をあげている。

(熊本駅前周辺)

本市では、県都熊本の玄関口に相応しい街づくりを促進する必要から昭和57年度、熊本駅前地区16.5ヘクタールを対象とした再開発事業基本計画を作成した。その中の熊本駅前広場の北側に接する春日1丁目13番街区と12番街区の1部については、熊本駅前北地区第1種市街地再開発事業の都市計画決定(昭和61年4月22日)がなされた。この駅前再開発の事業化により、熊本駅周辺のみならず、熊本市全域にわたる再開発事業促進のリーディングプロジェクトとなることが期待される。

熊本駅前北地区第1種市街地再開発事業

ア 再開発地区面積

0.5 ha

イ 権利者構成

土地所有者	借地権者	借家権者	計
17人	8人	12人	37人

ウ 施設及び建築物

① 設計方針

幅員36メートルの都市計画道路を前面道路とし、駅前広場に接し、北と西を市道で囲まれることとなる地区に、駅前としてシンボル性があり、地区コミュニティの中心としてコンベンション機能を充実させた文化的付加価値の高い都市型のホテル(客室数137室)を中核とする施設配置を計画

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
規 模	地下2階、地上11階、塔屋1階 2B～1F:機械室、駐車場、店舗、飲食店、ホテルロビー 2F～5F:ホテル宴会場、結婚式場 6F～11F:ホテル客室
総事業費	約65億円
施行期間	昭和61年～64年

② 建ぺい率及び容積率

地区面積	建築敷地面積	建築面積	建築延面積	建ぺい率	容積率
5,142㎡	2,419㎡	1,906㎡	16,861㎡	78.82%	599.33%

(注)容積率対象床面積(駐車場・ピロティ等を除いた面積)＝14,498㎡

5 河 川

(1) 河川の状況

(昭63.4.1現在)

河 川 名	級 別	川 幅	計画高水位	市 内 流路延長	市 内 流域面積	地 点
白 川	1	216.0 m	7.689 ^m	26.1 Km	138.2 Km ²	城山半田町(八城橋下)
坪井川	2	25.0	10.579	18.5	34.00	手取本町(厩橋下)
井 芹 川	2	31.5	8.315	7.0	15.00	横手町(四方池橋下)
松 尾 川	普通〔砂防〕	〔(4.0)〕	—	3.3	2.83	松尾町(皆代橋下)
天明新川	1 (準)	〔(15.0)〕(13.4)	(4.480)	9.4 (2.45)	13.90 (5.74)	八幡町(JR鉄橋下)
加 勢 川	1	155.0	6.64	15.0	33.58	画図町大字下無田(中ノ瀬橋下)
木 部 川	1	11.0	—	5.0	2.50	元三町(さかば橋下)
緑 川	1	255.0	6.29	1.7	0.29	緑川橋の土手の堰の下
秋 津 川	1	49.0	7.326	3.1	6.00	秋津町(野間橋下)
藻器堀川 本 線	1	6.5	8.33	8.6	2.80	水前寺公園鳥居前
保 田 堤 放水水路	1	16.8	24.75		5.30	新南部町(東海大学裏)
木 山 川	1	55.0	7.300	2.5	0.60	秋津町(間島橋下)
矢 形 川	1	59.0	7.103	0.8	0.20	秋津町(矢形橋下)
近 津 川	普通〔砂防〕	〔(6.0)〕	—	3.3	1.60	松尾町大字近津(鹿島神社前)
前 川	(準)	4.0 (4.0)	1235 (1235)	2.5 (0.75)	1.75	花園町(1号橋下)
小山田川	普 通	〔(2.0)〕	—	2.5	2.00	麴川合流点
麴 川	2〔砂防〕	10.4	9.303	3.0	3.10	島崎町(麴川1号橋下)
健 軍 川	1	11.6	7.50	11.0	14.60	神水本町(第2湖東橋下)
万 石 川	2〔砂防〕	9.4	15.986	1.8	1.91	清水亀井町(清水橋下)
鶯 川	1	〔(4.2)〕	—	1.5	1.58	東野4丁目(鶯2号橋下)
荒 谷 川	普通〔砂防〕	〔(3.5)〕	—	3.1	1.65	松尾川合流点
平 川	普通〔砂防〕	9.0	6.560	1.5	1.50	井芹川合流点
谷尾崎川	(準)〔砂防〕	〔(6.3)〕(11.2)	3.500	3.4 (0.95)	2.50	井芹川合流点
成道寺川	普 通	〔(3.8)〕	—	2.48	1.37	井芹川合流点
泥 川	普 通	〔(5.5)〕	—	2.35	2.30	坪井6丁目(熊本中央自動車学校前)
兎 谷 川	2〔砂防〕	5.0	19.671	1.65	1.70	清水町大字万石(万石2号橋下)

(注) () は準用河川指定区域〔 () 〕は現況幅員〔 () 〕は砂防指定区域

(2) 特別排水路

市民から都市排水について問題提起が多いことから、昭和51年度に行った市域(市街化区域)の現況調査資料をもとに、都市小河川(1、2級河川)、準用河川、都市下水路および農業用排水路以外の排水施設として、新たに「特別排水路整備事業」を推進している。

特別排水路整備事業は、現在そのまま放置できないかなり広範囲な排水不良地区を対象として昭和52年度から整備を行っているものである。

ア 対象水路 花園、託麻、帯山、坪井、上熊本、長嶺、日向崎、高江、佐土原、春日、壺川、新大江、楡木、麻生田、田井島(水前寺、東水前寺、田迎)〔渡鹿、龍田〕計20本

() は整備未着手、() は完了済を示す

イ 整備状況 (昭63.3.31現在)

区 分	全 体 計 画	整 備 済	進 捗 率
延 長 (m)	40,060	24,553	61.3 %
事 業 費 (千円)	10,985,884	3,806,469	

(3) 総合的治水計画策定

市の周辺部においては都市化が急速に進展し、それに伴い局部的に水害が発生するいわゆる都市型水害が発生する様になった。そのため、土地の利用状況、地勢的特徴及び流末河川、水路の能力等を勘案した総合的な治水計画を策定するものである。

調査年度 昭和60年度～昭和64年度（5カ年）

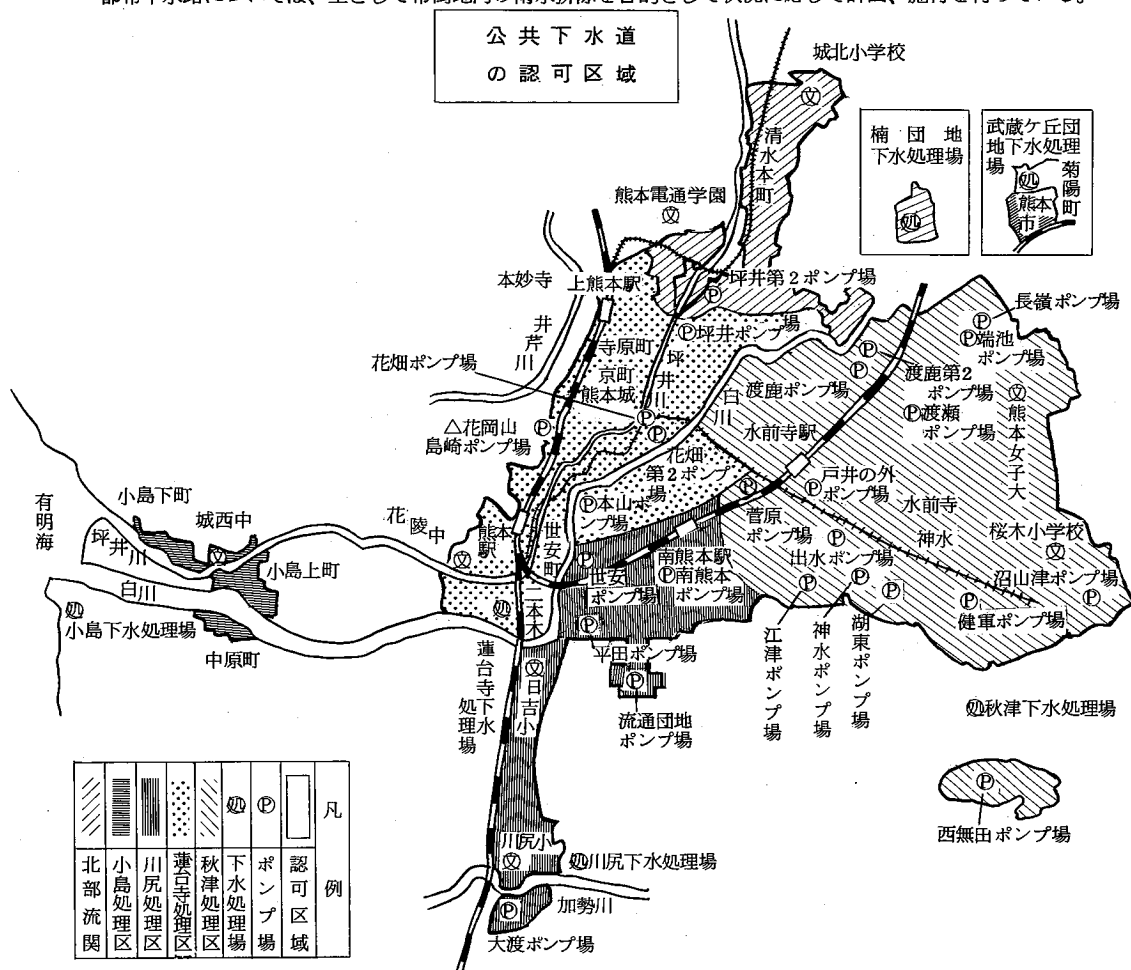
6 下 水 道

下水道は市民が健康で快適な生活を営むための必須の生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止して、自然環境並びに水資源の保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても事業の最重要施策のひとつとして整備促進に努力している。

本市における下水道事業は公共下水道と都市下水路であり、公共下水道については当初（昭和23年）中心部278haについて認可を受け、その後事業の進捗にあわせ逐次変更認可により区域の拡大を重ね、現在の認可区域面積は5,490ha（武蔵ヶ丘団地地域分37haを含む）で、その完成目標は昭和67年度末としている。

現在は、昭和61年度を初年度とする第6次下水道整備5カ年計画の中で事業を促進中であり、昭和62年度末の処理区域面積は3,417haとなっている。

都市下水路については、主として市街地内の雨水排除を目的として状況に応じて計画、施行を行っている。



(1) 事業計画 事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 昭和68年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

(昭63. 3. 31現在)

区 分	認 可 (A)	実 施 済 (B)	進 捗 率 B/A (%)
総 事 業	処 理 面 積 (ha) 5,490 処 理 人 口 (人) 354,800 管 き ょ 延 長 (m) 2,328,100 汚 水 ポ ン プ 場 (カ所) 22 雨 水 " (") 5 終 末 処 理 場 5 事 業 費 (千円) 185,415,841 国 庫 補 助 (") 68,053,188 県 費 補 助 (") 0 市 費 そ の 他 (") 12,641,893 市 債 (") 104,720,760	3,417 271,700 785,238 17 4 4 102,142,128 35,854,336 0 8,184,860 58,102,932	62.2 76.6 33.7 77.3 80.0 80.0 58.1 51.6 0 65.4 55.1
蓮台寺処理区 (城東 花園 城山 春竹処理分区)	処 理 面 積 (ha) 1,353 処 理 人 口 (人) 93,400 管 き ょ 延 長 (m) 396,400 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 3 雨 水 " (") 4	1,188 101,100 283,472 3 4	87.8 108.2 71.5 100 100
秋津処理区 (東町 健軍 水前 寺 面図処理分区)	処 理 面 積 (ha) 2,636 処 理 人 口 (人) 171,100 管 き ょ 延 長 (m) 1,171,900 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 14 雨 水 " (") —	1,897 153,693 427,027 11 —	72.0 89.8 36.4 78.6 —
川尻処理区 (春竹 近見処理分区)	処 理 面 積 (ha) 844 処 理 人 口 (人) 44,900 管 き ょ 延 長 (m) 369,900 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 4 雨 水 " (") 1	295 13,307 55,573 3 0	35.0 29.6 15.0 75.0 0
小島処理区 (花園 城山処理分区)	処 理 面 積 (ha) 117 処 理 人 口 (人) 7,000 管 き ょ 延 長 (m) 68,600 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) — 雨 水 " (") —	0 0 0 — —	0 0 0 — —
武蔵ヶ丘団地 処 理 区 (市域分のみ)	処 理 面 積 (ha) 37 処 理 人 口 (人) 6,600 管 き ょ 延 長 (m) 13,200 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) — 雨 水 " (") —	37 3,600 13,200 — —	100 54.6 100 — —
北部流域関連 処 理 区 (堀川 浦田 清水 処理分区)	処 理 面 積 (ha) 503 処 理 人 口 (人) 31,800 管 き ょ 延 長 (m) 307,900 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 1 雨 水 " (") —	0 0 5,959 0 —	0 0 1.9 0 —

行政区域人口に対する普及率 (昭63. 3. 31現在)

行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率
554,904 人	271,700 人	48.9 %

(2) 下水道使用料

(昭和59年 3月28日改定)
(昭和59年 4月 1日実施)

種 類		使 用 料					
		基本料金	従 量 料 金				
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段
水道水 による 汚 水	一般家庭用及 び営業用汚水 (公衆浴場用 汚水を除く)	8 m ³ 以下 150円	9 m ³ 以上 10 m ³ 以下 1 m ³ につき 20円	11 m ³ 以 上20 m ³ 以下 1 m ³ につき 25円	21 m ³ 以 上50 m ³ 以下 1 m ³ につき 30円	51 m ³ 以 上200 m ³ 以下 1 m ³ につき 35円	201 m ³ 以上 1 m ³ につき 40円
	公衆浴場用汚 水	1 m ³ につき 5円					
水道水 以外の 水によ る汚水	一般家庭用汚 水	1世帯につき 150円					
	営 業 用 汚 水 (公衆浴場用 汚水を除く)	2,000 m ³ 以下 1 m ³ につき 15円					
		2,001 m ³ 以上5,000 m ³ 以下 1 m ³ につき 30円					
		5,001 m ³ 以上 1 m ³ につき 40円					
	公衆浴場用汚 水	1 m ³ につき 5円					

(注) 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう

小規模下水道使用料

種 類			使 用 料					
			基本料金	従 量 料 金				
				第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段
江 津 湖 団 地	水道水による汚水		8 m ³ 以下 100円	9 m ³ 以上 10 m ³ 以下 1 m ³ につ き 10円	11 m ³ 以 上20 m ³ 以下1 m ³ につき 15円	21 m ³ 以 上50 m ³ 以下1 m ³ につき 20円	51 m ³ 以 上200 m ³ 以下1 m ³ につ き 25円	201 m ³ 以上 30円
	水道水以外 の水による汚水	一般家庭 用 汚 水	1 世帯につき 100円					
		営 業 用 汚 水	2,000 m ³ 以下1 m ³ につき 10円					
			2,001 m ³ 以上5,000 m ³ 以下1 m ³ につき 20円					
			5,001 m ³ 以上1 m ³ につき 30円					
楠 団 地	水道水による汚水		熊本市下水道条例別表の規定中水道水による汚水に係る使用料の規定の例により算定した額					
	水道水以外 の水による汚水		熊本市下水道条例別表の規定中水道水以外の水による汚水に係る使用料の規定の例により算定した額					

徴収方法 水道水……水道局へ調定金額の9%で徴収委託(62年度委託料81,651,477円)

井戸水……株式会社肥後集金センターへ収納した納入通知書1件当たり105円50銭で徴収委託(62年度委託料1,467,288円)

(3) 受益者負担金 (昭和50年12月19日条例公布)
(昭和51年 8月 1日賦課開始)

受益者の負担金額 $\frac{\text{末端管きょ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$

単位負担金額 1㎡当たり 200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、
3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理人口	処理戸数 (世帯)	水洗便所設置 戸数	水洗便所人口	普及率(%)
58	217,800	62,923	53,711	185,602	93.5
59	231,400	67,695	59,677	202,605	
60	238,700	73,660	69,334	220,072	
61	257,500	80,256	75,962	238,962	
62	271,700	86,429	82,458	253,967	

貸付金額 1戸につき 195,000円以内

貸付期間 30ヵ月

返還方法 無利子、30ヵ月以内の月賦均等償還

貸付条件 ○市内居住者

○返済能力のあるもの

○市税を滞納していないもの

○保証人1人

貸付金 (昭43.1貸付開始)

種別 年度	貸付箇所数	金額
42～58	23,434ヵ所	2,326,647千円
59	1,613	235,787
60	2,251	273,590
61	2,015	245,304
62	2,334	275,593
計	31,647	3,356,921

(5) 終末処理場

処理場名	種 別	処 理 面 積	処 理 人 口	敷地面積	処理能力水量 (日最大)	処 理 方 式
蓮台寺下水処理場	計画	1,353 ha	93,400人	93,900 ^{m²}	145,800 ^{m³} /日	標準活性汚泥法
	実績	1,188	101,100	93,900	145,800	"
秋津下水処理場	計画	2,636	171,100	120,400	152,000	"
	実績	1,897	153,693	120,400	70,000	"
川尻下水処理場	計画	844	44,900	123,000	41,300	"
	実績	295	13,307	123,000	13,900	"
小島下水処理場	計画	117	7,000	115,700	5,300	"
	実績	0	0	115,700	0	"
武蔵ヶ丘団地 下水処理場	計画	63(内市分37)	12,000(内市分6,600)	4,000	3,000	"
	実績	63(内市分37)	8,200(内市分3,600)	4,000	3,000	"
北部流域関連 処 理 場	計画	503	31,800	—	—	—
	実績	—	—	—	—	—

名 称 蓮台寺下水処理場
 所 在 地 熊本市蓮台寺町 920 番地
 建設年月日 昭 39.9～62.3(昭 43.1.6 運転開始)
 建設費 総額 12,202,571 千円

秋津下水処理場
 熊本市秋津町秋田 534 番地
 昭 45.8～62.3(昭 47.12.1 運転開始)
 総額 16,688,086 千円

名 称 川尻下水処理場
 所 在 地 熊本市元三町 1230 番地
 建設年月日 昭 56.4～62.3(昭 62.4.1 運転開始)
 建設費 総額 10,705,082 千円

武蔵ヶ丘団地下水処理場
 菊池郡菊陽町津久礼 3951 番地 4
 昭 46～62.3(昭 48.4.5 運転開始)
 総額 220,191 千円

(6) 都市下水路

水 路 名	延 長	排水面積	備 考
高 橋 下 水 路	779 ^m	159 ^{ha}	33～35年度 事業完了
旧 井 芹 川 "	918	41	35～37 "
春 日 "	1,317	63	34～37 "
秋 津 "	1,463	85	38～41 "
帯 山 "	1,474	76	39～41 "
出 水 "	1,370	41	42～46 "
段 山 "	467	38	45～48 "
新 南 部 "	668	43	46～48 "
山 ノ 下 "	1,058	57	48～56 "
湖 東 "	983	77	47～56 "
秋 津 "	2,410	228	50～56 "
竜 田 "	830	95	55～65 事業実施中
月 出 "	2,000	81	55～65 "
上 熊 本 "	930	110	57～65 "

(7) 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条 件

- 設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- 利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- 土地所有者が設置に同意していること
- 布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況（昭和47年度助成開始）

年度 \ 種別	申請件数	助成金額
58	33件	8,735,700円
59	68	20,068,800
60	78	22,606,600
61	74	24,885,300
62	130	39,566,500

7 市 営 住 宅

(1) 住宅建設状況

ア 総 括

年度 \ 種別	1 種	2 種	特定目的	合 計
20～58	4,174 (3,357)	3,817 (3,035)	1,439 (1,353)	9,430 (7,745)
59	105 (105)	221 (221)	73 (73)	399 (399)
60	120 (120)	107 (107)	28 (28)	255 (255)
61	160 (160)	135 (135)	10 (10)	305 (305)
62	145 (145)	212 (212)	24 (24)	381 (381)
計	4,704 (3,887)	4,492 (3,710)	1,574 (1,488)	10,770 (9,085)

(注) () の数字は管理戸数を示す

イ 第1種住宅

種別 年度	木 造		中層耐火		簡耐平家		簡耐2階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20～58	855	177	2,454	2,451	582	462	283 (4)	267 (4)	4,174 (4)	3,357 (4)	37,733	
59			105	105					105	105	120	1.14
60			120	120					120	120	140	1.17
61			160	160					160	160	194	1.21
62			145	145					145	145	204	1.40
計	855	177	2,984	2,981	582	462	283 (4)	267 (4)	4,704 (4)	3,887 (4)		

(注)()内は耐火二階の戸数

ウ 第2種住宅

種別 年度	木 造		中層耐火		簡耐平家		簡耐2階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20～58	1,240	518	1,570	1,570	697	637	310	310	3,817	3,035	21,852	
59			221	221					221	221	504	2.28
60			107	107					107	107	554	5.18
61			135	135					135	135	611	4.53
62			212	212					212	212	756	3.57
計	1,240	518	2,245	2,245	697	637	310	310	4,492	3,710		

エ 特定目的

種別 年度	木 造	中層耐火	簡耐平家	簡耐2階	計
20～58	58	1,192	79	24	1,353
59		73			73
60		28			28
61		10			10
62		2		22 (22)	24 (22)
計	58	1,305	79	46 (22)	1,488 (22)

(注) 改良住宅を含む
()内は耐火二階の戸数

(2) 団地別管理戸数

ア 第1・第2種住宅

(昭63.4.1現在)

団地名	所在地	建設 年度	第 1 種					小 計	第 2 種					小 計	総 計	家 賃	
			木 造	中 層	簡 耐 平	簡 耐 二	そ の 他		木 造	中 層	簡 耐 平	簡 耐 二	そ の 他			1 種	2 種
東 本 町	東本町 8～10	49～52		108				108		20				20	128	16,500～19,000	17,700
出 水	水前寺公園 875～888	27～31		114		37	8	159							159	5,600～7,600	
菅 原	菅原町 4-5、10-1	32～35		90				90							90	7,600	
渡 鹿	渡鹿 4丁目 16・17、7丁目 3-1・4-1	30～31	12		24			36			6	16		22	58	5,400～5,700	3,000
本 庄	本庄 5丁目 227-1	36～37		48				48							48	8,800～8,900	
団 子 原	島崎 5丁目 25	53～54		12				12		54				54	66	27,500	19,400～20,000
荒 尾	島崎 7丁目 1483～1523	33	9		16			25	20					20	45	5,400～5,600	3,400
石 神 (ケ)	島崎 3丁目 80-1	29					16	16							16	7,100	
宮 内	段山本町 52	30							1					1	1		3,300
花園上の原	花園 5丁目 890	28							60					60	60		3,200
峠	花園 6丁目 1049～1092	28～33	19		12	10		41	114					114	155	5,300～6,300	3,200
中 尾	花園 6丁目 1160	41～42									20			20	20		5,100～5,600
池田上ノ原	池田 2丁目 940～943	29							37					37	37		3,200
上 岩 迫	池田 2丁目 1210	31	14					14	15		16			31	45	5,400	3,000～3,400
山 の 下	池田 2丁目 15～57	32～33							28		57			85	85		3,000～3,600
井 場 の 下	池田 2丁目 999～1071	36	11					11			32			32	43	6,100	3,800
黒 髪	黒髪 4丁目 362	28							36					36	36		3,200
半 田	城山半田町 17	41～42									54			54	54		4,600～5,300
八 幡	八幡町 510	51～52		54				54		76				76	130	23,500	16,700～18,700
笛 田	御幸笛田町 1789	53～54								60				60	60		19,400～20,000
高 橋	高橋町 262～269	30							6					6	6		3,300
帯 山	帯山 1丁目 37	59								56				56	56		27,800
拝 聖 庵	清水町大字万石 1～29	29	15					15	50					50	65	5,300	3,200
万 石	清水町大字万石 279～325	32～33	36		21			57							57	5,400～5,600	
亀 井	清水亀井町 764	35	15		20			35	12					12	47	5,700	3,600
高 平	清水町大字高平 391	38～41		96		78		174							174	7,200～8,200	
新 地	清水町大字新地 1917	37～48	46		238	24		308	61	4253	48			366	674	6,100～7,400	4,100～9,500
北 上	上南部町 1279	39～42			18			18	16		26			42	60	6,600	4,300～4,700
託 麻	西原 2丁目 4-1・新南部町 33	41～43		72	84	12		168		108	60			168	336	6,900～9,900	4,900～7,000
弓 削	龍田町弓削 591～593	28							6					6	6		3,200
堂 の 前	龍田町上立田 912-5	36							56					56	56		4,200
楠 橋	楠 1丁目～5丁目	43～47		572	29	78		679		306	65	186		557	1,236	8,500～11,300	6,400～9,200
東 町	東町 2-17	48		150				150		60				60	210	12,000	9,500
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘 2丁目 40	48		80				80							80	14,500～15,500	
野 越	南高江町 2233	49～52		280				280		158				158	438	19,100～23,500	14,600～17,700
長 嶺	長嶺町 2178	50～51		150				150		120				120	270	20,500	14,600～15,500
琴 平	琴平本町 4	53		30				30		55				55	85	27,800	20,900
長 嶺 西	長嶺町 2331	53		60				60							60	27,500	
横 林	高江町 1250-30	54								55				55	55		21,000
栗 ノ 内	高江町 1339	54		130				130		40				40	170	28,000	21,600
大 鐘	清水町大字大鐘 261	55～56		60				60		90				90	150	30,000	22,000
野 田	野田町 331-1	55～56		60				60		79				79	139	30,000	22,000
田 迎	田迎町大字出仲間 733	55～56								78				78	78		22,000
尾 ノ 上	尾ノ上 1丁目 29、19	56～57		55				55		55				55	110	32,000	24,000
小 島	小島下町 531	56～57		20				20		40				40	60	32,000	24,000
上 ノ 鐘	龍田町弓削 1602	56～57		25				25		69				69	94	32,000	24,000
上 ノ 郷	上ノ郷町 471	57		56				56		20				20	76	32,000	24,000
新 南 部	新南部町 512	57		15				15		17				17	32	32,000	24,000
戸 島	戸島町 3173、3178	57～58		45				45		90				90	135	34,000	26,000
城 南	南高江町 2737	57～58		15				15		24				24	39	34,000	26,000
大 江	大江 4丁目 15-37	58		20				20							20	37,000	
東尾ノ上	尾ノ上 2丁目 24	58		34			4	38							38	37,000	
下 南 部	下南部町 48	58～59		105				105		165				165	270	33,400～33,700	25,000
東 町 桜	東町 4-5	59～60		100				100		90				90	190	39,000～39,400	29,500～30,000
佐 土 原	健軍町 4175-1	59		20				20		17				17	37	39,000	29,000
日 吉	南高江町 2737	59		50				50		40				40	90	39,000	29,000
薄 場	薄場町 510	60～61		50				50		56				56	106	36,800～37,300	28,000～28,500
月 出	健軍町 2484-60	60～61		80				80		105				105	185	39,400	30,000
桜 北 塚	東町 4-20	61		50				50							50	40,000	
灰 塚	健軍町 2184-2	61		45				45		20				20	65	35,000	26,900
池 上	池上町 524	61～62		30				30		126				126	156	40,000	30,000
計			177	2,981	462	239	28	3,887	518	2,245	637	310		3,710	7,597		

イ 特定目的住宅（第2種住宅）

団地名	所在地	建設年度	構造別					特定目的内訳								家賃
			木造	中層	簡耐平	簡耐二	その他	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人	地域改善向	
峠	花園6丁目1049-1	28	18					18	18							460 円
井場の下	池田2丁目1037	38	15					15		10	5					1165～ 2330
新町	新町4丁目9-2	42		24				24		24						1200
半田	城山半田町17	41～42			32			32		28	4					1100～ 2600
高橋	高橋町220	25～36	10					10	6	4						400～ 1000
新地	清水町大字新地1917	38～48	15	46	31			92		56	18		10	8		950～ 7800
若葉	若葉2丁目55	37～40		159				159				159				1200～13200
栄	栄町19～21 若葉3丁目7-16、7-22	38～42		162				162				162				1200～ 8000
字留毛	黒髪6丁目511	44～45		80				80				80				2200
楠	楠1丁目～5丁目	43～46		40	16	24		80		45	15		10	10		1900～ 5100
川鶴	大江1丁目35	47		80				80				80				4000
尾ノ上	尾ノ上1丁目1944	48		80				80		20		60				4200
野越	南高江町2233	49～52		82				82		38	9		18	17		6500～14000
本山	本山1丁目1-1	50		30				30				30				5000～ 8000
長嶺	長嶺町2178	50～51		30				30		14	5		6	5		7000～13800
南熊本	南熊本1丁目9	52		21				21							21	8000
本荘東	本荘2丁目6	52		61				61							61	8000
琴平	琴平本町4	53		36				36		20	5		6	5		10000～20,000
二本木	二本木4丁目1	53		42				42				42				14000
九品寺第1	九品寺5丁目10	54		50				50							50	8000
九品寺第2	九品寺5丁目14	54～59		90				90							90	8000
栗ノ内	高江町1339	54		30				30		9	9		6	6		10500～21000
野田	野田町331-1	55～56		11				11			2		7	2		22000
萩原	萩原町9	56～57		50				50							50	8000
上ノ窪	龍田町弓削1602	56～57		25				25			9		10	6		12000～24000
新南部	新南部町512	57		18				18			6		6	6		24000
下南部	下南部町48	58		18				18			5		7	6		25000
佐土原	健軍町4175-1	59		18				18			6		6	6		29000
東町桜	東町4-5	60		10				10			2		3	5		29500
月出	健軍町2484-60	60		10				10			2		3	5		30000
薄場	薄場町510	61		2			8	10					4	6		24500～28500
池上	池上町	61					14	14			4		3	7		26500
計			58	1305	79	24	22	1488	24	268	106	613	105	100	272	

(3) 住宅使用料

ア 種別最高最低一覧

(単位 円)

種別	木造		中層耐火		簡耐平家		簡耐2階	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
第1種	6,600	5,300	40,000	5,600	8,500	5,600	9,800	6,300
第2種	4,500	3,200	30,000	7,900	6,400	3,000	7,400	3,000
特定目的	2,330	400	30,000	1,200	3,700	950	4,600	2,300

イ 入居者の基準収入及び割増賃料

(単位 円)

種別	区分	基準収入	収入超過基準額	割増賃料の率
第 1 種		100,000 を超え 162,000 以下	162,000 を超え 204,000 以下 204,000 を超える場合	0.2 倍 0.4
第 2 種		100,000 以下	100,000 を超え 162,000 以下 162,000 を超え 204,000 以下 204,000 を超える場合	0.3 0.5 0.8

ウ 収納状況

(昭和 62 年度)

種別	区分	調定額	収入済額	未収額	収納率
第 1 種		784,723,930 円	762,288,540 円	22,435,390 円	97.14 %
第 2 種		591,886,245	560,430,245	31,456,000	94.69
特定目的		124,497,060	113,907,450	10,589,610	91.49
計		1,501,107,235	1,436,626,235	64,481,000	95.70
過年度		156,024,495	55,688,750	100,335,745	35.69
合計		1,657,131,730	1,492,314,985	164,816,745	90.05

家賃の収納率向上のため 61 年度より徴収員 4 名を雇い収納率アップにつとめている。また悪質な滞納者に対しては法的措置（支払命令・明渡訴訟）をとっている。

8 住宅協会

名 称 財団法人熊本市住宅協会

設立年月日 昭和 31 年 7 月 5 日

目 的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め、市民生活の向上発展に貢献することを目的とする

事 業 住宅及び附属厚生施設の建設並びに賃貸又は分譲
住宅等の建設に必要な土地の取得、造成又は分譲
住宅及び宅地に関する調査研究並びに啓発
その他必要と認められる事業

役 員 理事長 市長

(昭 63.6.1 現在) 副理事長 助 役、建設局長

常務理事 管理部長

理 事 市議会議員 5 名

建設局付参事、都市局長、都市局付参事、総務部長、土木部長、計画部長、
開発部長、下水道部長

監 事 収入役、総務局長

基 本 金 1,000 千円 (市出資金)

資金は市の損失補償を得て市中銀行より借入している

利 率 年 7.5 % 以内

事業実施状況 賃貸住宅の建設 (管理戸数 192 戸)、分譲住宅の建設 (建設戸数 1,003 戸) を始めとして、宅地分譲等を行っている

9 道 路

(1) 市域内道路

(昭 63. 4. 1 現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
国 道	47,530 ^m	654,240 ^{m²}	0 ^m	0 ^{m²}	47,530 ^m	654,240 ^{m²}	100 %	100 %
国の管理	41,255	572,540	0	0	41,255	572,540	100	100
県の管理	6,275	81,700	0	0	6,275	81,700	100	100
県 道	159,138	1,213,788	231	2,621	159,369	1,216,409	99.86	99.78
主要地方道	43,354	464,454	0	0	43,354	464,454	100	100
一般県道	115,784	749,334	231	2,621	116,015	751,955	99.80	99.65
市 道	1,433,603	5,744,686	339,278	549,857	1,772,881	6,294,543	80.86	91.26
道 路	1,424,781	5,699,375	339,070	549,361	1,763,851	6,248,736	80.78	91.21
橋 梁	8,822	45,311	208	496	9,030	45,807	97.70	98.92

(注) 62 年度末現在における認定供用開始分 面積は車道面積

(2) 市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道 3 号線を縦軸に、57 号線を横軸として 387 号線、445 号線並びに県道 34 路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数 7, 407 本、総延長 1, 772, 881 m の市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、それぞれ 100 %、99.86 % と、そのほとんどが舗装されているが、市道についても延長率で 80.86 %、面積率で 91.26 % と舗装も進んできている。

なお、道路幅員 4 m 以上の舗装については、ほぼ 100 % 完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む 4 m 未満の道路についても積極的に整備を図っていく所存である。

また、私道等についても、昭和 52 年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長 累 計
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	
5 8	1,242,247 ^m	5,264,164 ^{m²}	480,593 ^m	1,325,170 ^{m²}	1,722,840 ^m	6,589,334 ^{m²}	72.10 %	79.89 %	1,302,254 ^m
5 9	1,272,328	5,263,412	468,358	1,414,957	1,740,686	6,678,369	73.09	78.81	1,350,333
6 0	1,285,340	5,315,968	459,440	1,381,086	1,744,780	6,697,054	73.66	79.37	1,370,853
6 1	1,417,831	5,693,663	363,053	582,168	1,780,884	6,275,831	79.61	90.72	1,448,767
6 2	1,433,603	5,744,686	339,278	549,857	1,772,881	6,294,543	80.86	91.26	1,488,119

(注) 面積は車道面積

ウ 幅員別

(昭 63. 4.1 現在)

種別\幅員	8.5 m 以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5 未満	計
延長 (m)	127, 240. 6	123, 196. 8	507, 524. 5	718, 006. 3	213, 476. 4	74, 406. 0	1,763, 850. 6
面積 (m ²)	1, 715, 267	912, 293	2, 742, 744	2, 582, 667	427, 207	73, 956	8, 454, 134

(注) 面積は道路部面積 橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分		6 0			6 1			6 2		
		本数	延 長	面 積	本数	延 長	面 積	本数	延 長	面 積
認 定		53	7,744.5 ^m	38,067.51 ^{m²}	95	14,126.6 ^m	77,156.4 ^{m²}	166	40,923.3 ^m	310,842.1 ^{m²}
廃 止		21	3,586.1	10,889.57	16	4,952.4	39,825.5	30	21,250.5	96,950.1
路線の 変 更	変更前	15	3,994.4	12,278.19	9	4,048.8	10,344.5	5	1,791.7	7,585.4
	変更後		3,002.0	13,879.26		3,095.5	14,086.4		827.9	3,740.5

オ 市道認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ、認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上あれば足りるものとする
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる
- ④ 認定対象道路が階段道路である場合においては、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること
- ⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること
 - (ア) 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの
 - (イ) 道路の延長が、70m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用するおおむね10戸以上の集落が存在すること

カ 私道等の整備補助（昭52.4.10施行、昭59.4.1改正）

市道認定基準に合致しない私道等の整備（舗装新設工事、側溝等排水施設新設工事及び防護柵工事）を行う者に対して補助金を交付し、もって住民の生活環境の改善を図る。

① 交付対象

- (ア) 現に一般交通の用に供されていること
- (イ) 幅員が2m以上あること。ただし市長が特に認めたものについては1.5m以上とする
- (ウ) 道路に接する家屋の戸数が5戸以上あり、かつ道路に接する土地が相当数以上の所有者により所有されていること

ただし、両端が公道に接続した地域内の道路で、当該地域団体の費用によって施行されるもののうち

市長が特に認めるものについては、この限りでない

(マ) 道路敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること

(オ) 家屋の連たん後3年以上経過していること

② 補助金の額

市長が定める補助基準により算出した工事費に70%（里道等その敷地が公有地であるものについては85%）を乗じて得た額

ただし、その額が200万円を超えるときは200万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

整備補助状況

年度	件数	側溝延長	舗装面積	防護柵	補助額
60	78	2,482.7 ^m	21,955 ^{m²}	30.5 ^m	69,786 ^{千円}
61	64	3,012.5	14,919	49.6	59,471
62	72	3,092.9	18,836	41.0	69,867

キ 道路管理状況

年度 業務の内容		60	61	62
一般 管 理	道路境界立合	1,336 ^件	1,604 ^件	1,795 ^件
	道路境界承認	166	200	216
	市道の証明	72	98	111
	道路工事承認(24条)	207	128	174
	公有土地許可申請	137	117	65
	開発行為の同意	116	97	137
	道路の認定廃止	89	120	201
計		2,123	2,364	2,699
占 用 関 係	占用許可申請	1,124	1,215	1,398
	占用料金の徴収	1,094 (86,319,865円)	1,013 (134,339,834円)	1,008 (140,662,126円)
	道路掘削許可	3,396	3,453	3,481
	道路交通制限	2,854	2,965	2,828
	計	8,468	8,646	8,715

建設

